

## 神戸市市民花壇実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域の環境美化とコミュニティづくりを目的として、公園・道路・広場・空地等を利用し、市民が自主的に設置・育成・管理する花壇(以下、「市民花壇」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象団体)

第2条 対象団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 自治会、婦人会、老人会、子ども会等の公共的団体を母体とする団体
- (2) 緑化などを目的とした活動に取り組むボランティア団体並びに企業その他、市長が適当と認める団体

### (対象花壇)

第3条 対象花壇は、次の各号すべてに該当する花壇とする。

- (1) 花壇の育成管理期間が3年以上であること。
- (2) 花壇の設置場所は公園・道路・広場・空地等で、公園・広場・道路上から見える場所であること。
- (3) 花壇用地は、申請者が土地の所有者または管理者から同意を得られる場所であること。
- (4) 花苗の良好な育成が可能な場所であること。
- (5) 花壇の総面積が 30 m<sup>2</sup>以上、またはプランター10基以上かつその総面積が 4.5 m<sup>2</sup>以上であること。  
なお、花壇とプランターを併用する場合は、花壇面積とプランターの面積の和が 30 m<sup>2</sup>以上であること。
- (6) プランターを利用する場合は、その大きさおよび材質は本市の承認するもので、美観、強度、安全性を備えた統一性のあるものであり、かつ効果的に配置すること。

### (活動費用)

第4条 市民花壇の設置や育成管理等にかかる費用(以下、「活動費用」という。)は、市民花壇の承認を受けた団体(以下、「市民花壇管理者」という。)の負担とする。

- 2 市長は、活動費用を補助するため、神戸市市民花壇実施要領(以下、「要領」という。)に基づき花苗と補助金を交付することができる。
- 3 前項の補助金の交付にあたっては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)の定めを適用するものとする。

### (申請手続)

第5条 市民花壇の承認を受けようとする第2条に定める団体は、要領に基づき申請するものとする。

- 2 市長は前項の申請を受理したときは、速やかに審査し、市民花壇として適当と認めると

きは要領に基づき認定するものとする。

(花苗の交付手続)

第6条 第4条第2項の花苗の交付を受けようとする市民花壇管理者は、毎年の花苗配布照会に際し、定められた期限までに必要な花苗の数量、配布場所等を申し出なければならない。

2 市長は前項の申し出に基づき、花苗を交付する。

(補助金の交付手続)

第7条 第4条第2項の補助金の交付を受けようとする市民花壇管理者は、要領に基づき補助年度ごとに申請をしなければならない。

2 市長は前項の申請を受け付けた場合は、速やかにその内容及び補助の適否を審査したうえで補助金の交付を決定し、その結果を市民花壇管理者に対し、要領に基づき通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた市民花壇管理者は、要領に基づき、補助金を請求するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の補助金の交付を受けた市民花壇管理者は、交付年度ごとに、要領に基づき補助金の執行状況について、市長に報告しなければならない。

(花壇の設置承認及び補助金の交付決定の取り消し)

第9条 市長は、市民花壇管理者が次の各号のいずれかに該当するとき、市民花壇の設置承認及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、取り消しについては、要領に基づき市民花壇管理者へ通知を行うものとする。

(1) 申請内容に事実と異なる記載があったとき

(2) 花苗や補助金を他の目的に使用したとき

(3) 花壇の育成状況が不良または第3条の承認基準を満たさなくなったとき

2 市長は、前項の規定により花壇の設置承認及び補助金の交付決定を取り消した場合は、要領に基づき、市民花壇管理者に対し、交付した花苗の調達に要した費用や補助金の返還を命ずることができる。

(変更手続)

第10条 市民花壇の内容を変更しようとする市民花壇管理者は、要領に基づき速やかに市長へ届け出なければならない。

2 前項の変更により年度途中で花壇数に減少が生じる場合は、市長は、要領に基づき補助金の返還を命ずることができる。

(廃止・休止の手続き)

第11条 市民花壇を廃止しようとする市民花壇管理者は、要領に基づき速やかに市長へ届け出なければならない。

2 前項の廃止により交付した補助金に余りが生じる場合は、市長は要領に基づき、市民

花壇管理者に対し補助金の返還を命ずることができる。

3 市民花壇管理者が一時的に市民花壇の育成や管理ができない場合は、要領に基づき、市長に届け出ることで活動を休止することができる。

なお、休止期間を終え再開する場合は、要領に基づき、市長に届け出ることで活動を再開することができる。

(技術支援)

第12条 市長は、市民花壇管理者に対して技術支援を行うことができる。

(市民花壇コンクール)

第13条 市長は、花壇技術の向上や地域の環境美化推進のため、要領に基づき、市民花壇を対象に市民花壇コンクールを行うことができる。

(施行細目)

第14条 この要綱の施行に関し、必要な事項は建設局長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和37年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。